

## 資料提供

県要保護児童対策連絡協議会で公表

提供年月日：平成22年(2010年)5月18日

部局名：健康福祉部

所属名：子ども・青少年局

担当名：虐待・非行防止対策チーム

担当者名：郷間・松田

内線：3551

電話：077-528-3551

E-mail：em00@pref.shiga.lg.jp

## 平成21年度滋賀県における児童虐待相談件数等の状況について

平成21年度における19市町および県(中央、彦根)子ども家庭相談センター(以下「センター」という。)に寄せられた児童虐待に関する相談等の状況を別添のとおりとりまとめました。

なお、本県では、県内の相談状況の実態をより明らかにするため、市町とセンターを合わせ重複分を除いた件数を平成20年度分から公表しています。

子ども100人に1人 市町とセンターを合わせた相談件数は2,802件

・市町2,791件 + センター745件 - 734件(重複分) = 2,802件

児童福祉法改正により、平成17年4月から市町が第一義的に児童家庭相談を行い、センターは重篤事例の対応や市町への技術的援助・助言を行うことになりました。

また、平成20年4月からは、市町の要保護児童対策地域協議会設置が努力義務化され、学校や保育所など関係機関が通告・相談しやすい環境となってきました。

さらに、本県では、平成20年3月に市町とセンターの役割分担の明確化に向けた指針を策定し、相談対応の中心となる機関(主担当機関)を決め、早期対応を行える体制を整えてきました。

これらを背景に、様々なところで、早期発見が通告・相談に結びつき、虐待が深刻化する前に、関係機関による子どもや家族への支援につながってきています。

### 相談件数等の主な特徴

平成20年度の2,335件より467件、対前年度比で120.0%と増加し、子ども(18歳未満)人口100人当たり1.09件(前年度0.91件)と初めて1%超。

県内の子どもの人口：255,967人(平成21年10月1日現在、県推計人口)

虐待種別では、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』の割合が約5割、『身体的虐待』が約3割、『心理的虐待』『性的虐待』の順。

年齢別では、『小学生』以下が全体の約8割。

主な虐待者では、実父母が全体の約9割、うち実母が約7割。

施設・里親への新規の入所・委託数は60件。殆どの子どもが在宅支援。複雑、困難なケースの増加に伴い、援助が継続、長期化する割合が増加。

【前年度からの継続】市町63.6%(1,775件)、センター74.2%(553件)

相談件数とは、通告を受けて、虐待と認知して、対応をしている実件数(子どもの人数)であり、通告を受けたが、認知しない件数は含まれない。

## 市町の状況

- (1) 相談件数は2,791件で、前年度比121.0%(H20 2,307件)、児童福祉法改正により市町で相談統計を取り始めた平成17年度(1,473件)の1.9倍に増加し、最も多くなっています。
- (2) 相談状況は次のとおりです。
- 虐待種別
- 『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』が全体の約5割(45.8%)を占め、次いで、『身体的虐待』27.8%、『心理的虐待』25.1%、『性的虐待』1.3%となっています。
  - 前年度に比べて、いずれの虐待種別の相談件数も増加していますが、伸び率では、『心理的虐待』が129.3%と最も高く、次いで、『身体的虐待』126.8%の順となっています。

注：伸び率の順は、相談件数の少ない『性的虐待』(129.6%)を除く。

### 年齢別

- 『小学生』が全体の約4割(38.3%)を占め、次いで、『3歳～学齢前児童』25.4%、『0～3歳未満』17.3%の順となっています。
- 前年度に比べて、いずれの年齢別の相談件数も増加していますが、伸び率では、『高校生・その他』が153.8%と最も高く、次いで、『3歳～学齢前児童』130.8%の順となっています。

### 相談の経路状況

- 『学校等』が全体の約3割(26.8%)を占め、次いで、『市町(保健センター、福祉事務所等)』24.9%、『その他(特に子ども家庭相談センター)』13.2%、『家族・親戚』12.3%、『保育所』9.1%の順となっています。
- 前年度と比べた伸び率では、『家族・親戚』136.3%、『近隣・知人』133.3%、『学校等』126.9%、『市町』120.2%の順となっています。

注1：「学校等」とは小・中・高等学校、特別支援学校と市町教育委員会等

注2：伸び率の順は、相談件数の少ない『子ども本人』(150.0%)、『幼稚園』(127.9%)を除く。

### 主な虐待者

- 『実母』が全体の約7割(68.8%)を占め、次いで、『実父』23.5%の順となっています。

## センターの状況

- (1) 相談件数は745件で、前年度比104.1%増(H20 716件)、児童虐待防止法施行の平成12年度(295件)の2.5倍、平成2年度の統計開始以降、平成19年度(764件)に次いで多くなっています。
- (2) 相談状況は次のとおりです。
- 虐待種別
- 『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』が全体の約5割(50.3%)を占め、次いで、『身体的虐待』31.4%、『心理的虐待』14.8%、『性的虐待』3.5%となっています。
  - 前年度に比べて、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』と『性的虐待』は増加する一方で、『身体的虐待』と『心理的虐待』は減少しています。

#### 年齢別

- ・ 『小学生』が全体の約4割(41.3%)を占め、次いで、『3歳～学齢前児童』19.7%、『中学生』16.5%の順となっています。
- ・ 前年度に比べて、『3歳～学齢前児童』の年齢層が減少している以外は、全ての年齢層で増加しています。

#### 相談の経路状況

- ・ 『市町』が全体の約6割(57.4%)を占め、次いで、『学校等』12.5%、『家族』12.3%の順となっています。

#### 主な虐待者

- ・ 『実母』が全体の約6割(63.0%)を占め、次いで、『実父』26.4%の順となっています。

#### (3) 通告件数および経路状況

- ・ 虐待ホットライン等により、直接、センターに通告があった件数は317件で、その経路状況(通告者・機関)は『隣人・知人』が全体の約3割(30.3%)を占め、次いで、『市町』29.7%、『学校等』16.4%の順となっています。

注：通告件数は、通告があった延件数で、虐待と認知しない件数も含む。

#### (4) 立入調査

- ・ 立入調査は0件です。

##### 注) 児童虐待防止法第9条

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。(以下略)

#### (5) 一時保護

- ・ 虐待による『一時保護件数』は306件で、前年度比132.5%(H20 231件)と増加しています。
- ・ 特に、一時保護所の虐待による保護延件数は6,480件で、前年度比159.2%(H20 4,070件)と増加し、過去最も多い件数です。

##### 注) 児童福祉法第33条

児童相談所長は、必要があると認めるときは、・・・児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。(以下略)

#### (6) 施設入所等措置

- ・ 虐待相談に対応し、『児童福祉施設入所』や『里親委託』の措置を行った件数は60件、センターの相談件数全体の約1割(7.6%)を占めています。
- ・ 強制入所の家庭裁判所への申し立て件数は13件で、承認件数は7件です。

##### 注) 児童福祉法第28条

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者・・・の意に反するときは、都道府県は、・・・次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者・・・であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。(以下略)

## 被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第33条の16に基づく公表）

- 平成21年度の被措置児童等虐待の通告は3件で、いずれも里親による虐待（身体的虐待2件、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）1件）が認められたことから、子ども家庭相談センターにより、通所や家庭訪問などによる改善指導をしています。

注）児童福祉法第33条の16

都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

（この条項は、平成20年の法改正で追加され、平成21年4月1日より施行しています。このため、平成21年度分が初めての公表となります。）

## 県の取り組み

平成22年3月に全面改定した滋賀県児童虐待防止計画に基づき、子どもの権利擁護の観点に立って、市町、関係機関・団体、県民と連携し、未然防止から早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰や子どもの自立まで切れ目のない支援を行います。今年度の主な取組および新規事業は、以下のとおりです。

### （1）未然防止

- 5月の児童福祉月間の開始に合わせて4月30日に行った街頭啓発をスタートとして、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、年間を通じた地域・企業参画型のオレンジボンキャンペーン（街頭啓発、出前講座等）により、児童虐待の通告義務、通告先、子どもに及ぼす影響などを県民に広報啓発することで、児童虐待防止の気運を高めていきます。

### （2）早期発見・早期対応

- 市町への年間を通じたスーパーバイザー派遣や関係職員等への児童虐待防止研修などを通して、市町の児童家庭相談体制や要保護児童対策地域協議会の機能強化を進めます。
- 子どもの養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、養育を行う子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の受入先を確保する等のため、（仮称）子どもと家族を守る家づくり事業を新たに行います。

### （3）保護・ケア

- 複雑・困難なケース対応などによる保護の長期化（一時保護延件数の増加）を受けて、彦根子ども家庭相談センターの一時保護所を改修し、定員を2名増（10→12）、居室を2室増（4→6）することにより、一時保護の需要に柔軟かつ適切に対応できるよう機能を強化します。
- 里親のもとで生活する子ども向けに、安心して暮らしていくために子どもが護られるべき権利のこと、困ったときの相談先などを書いた「子どもの権利ノート」を作成、配布します。（児童養護施設等の子どもには平成18年度から配布済み）また、里親同士が交流、情報交換し、悩みなどを気軽に相談できる里親サロン、養育に関する学習の場などの開設を支援します。

たすけてサインを見逃さないで、「もしや虐待ではないか」と思ったら、地元の市町か次のホットラインにご連絡ください。

・ 滋賀県虐待ホットライン（24時間対応） 077 - 562 - 8996

・ 児童相談所全国共通ダイヤル（24時間対応） 0570 - 064 - 000

# 平成21年度 滋賀県における児童虐待相談件数等の状況について

平成21年度	平成20年度	伸び率
2,802 件	2,335	120%

(市町、子ども家庭相談センターの重複件数を除く。)

## 【県内の児童虐待相談件数】

### 【市町】

#### 1 年齢別虐待種別の状況

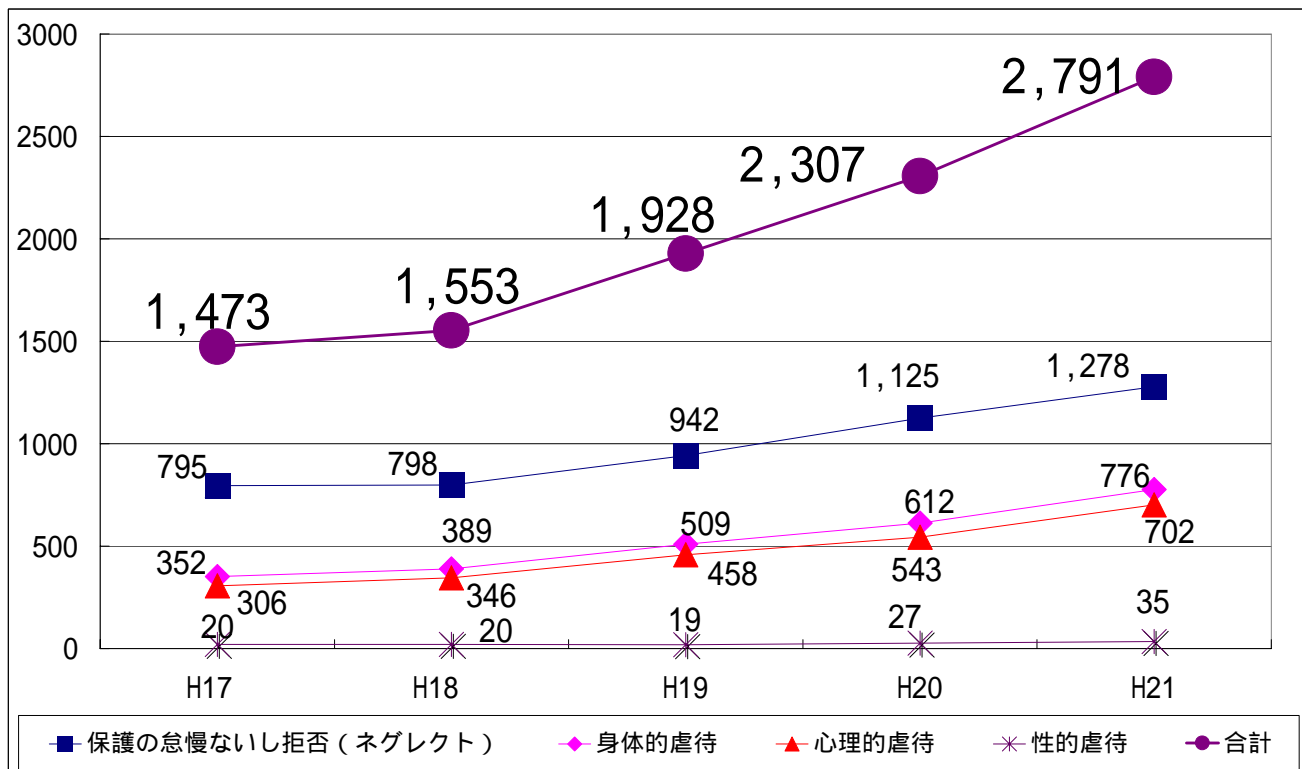
##### 年齢別虐待種別の状況

虐待種別 年度 年齢	保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)			身体的虐待			心理的虐待			性的虐待			計		
	H20	H21	比	H20	H21	比	H20	H21	比	H20	H21	比	H20	H21	比
0～3歳未満	200	207	104%	131	131	100%	104	143	138%	0	1	-	435	482	111%
3～学齢前児童	221	268	121%	177	245	138%	142	194	137%	3	3	100%	543	710	131%
小学生	459	512	112%	217	281	129%	224	256	114%	11	19	173%	911	1,068	117%
中学生	179	189	106%	62	74	119%	49	78	159%	9	7	78%	299	348	116%
高校生・その他	66	102	155%	25	45	180%	24	31	129%	4	5	125%	119	183	154%
計	1,125	1,278	114%	612	776	127%	543	702	129%	27	35	130%	2,307	2,791	121%

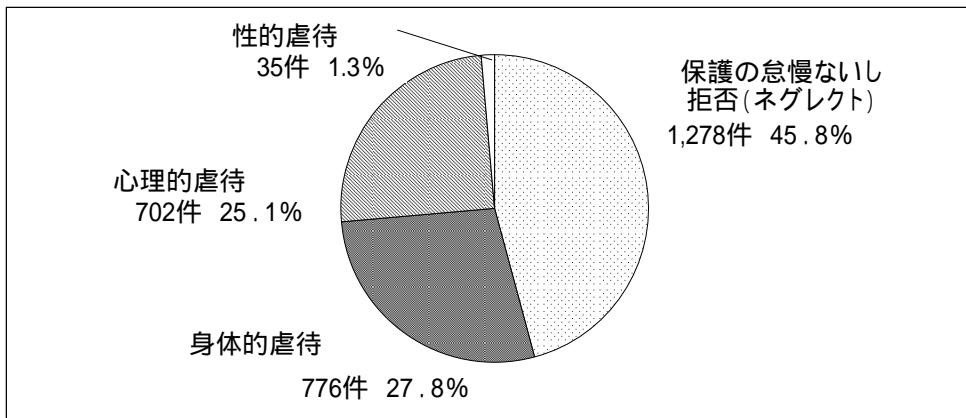
### 経年比較

虐待種別 年度	保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	計
H17	795	352	306	20	1,473
H18	798	389	346	20	1,553
H19	942	509	458	19	1,928
H20	1,125	612	543	27	2,307
H21	1,278	776	702	35	2,791
H21占める割合	45.8%	27.8%	25.1%	1.3%	100.0%
伸び率(対H20)	113.6%	126.8%	129.3%	129.6%	121.0%

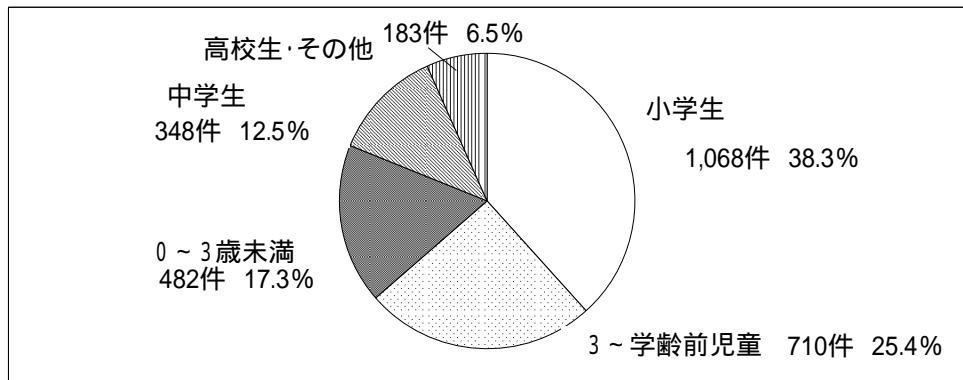
### 【虐待相談件数の推移】



### 【虐待種別の内訳(平成21年度)】



### 【被虐待児童の年齢別内訳(平成21年度)】



## 2. 虐待相談の経路状況

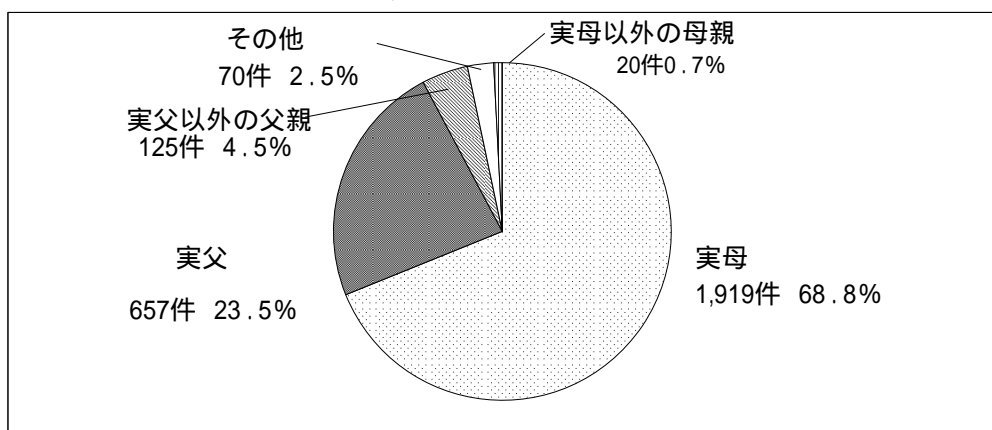
相談経路 年度	家族	親戚	隣人・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H19		253	98	8	465	71	14	29	181	12	70	442	285	1,928
H20		251	126	6	579	65	12	40	242	28	43	590	325	2,307
H21		342	168	9	696	67	11	39	255	32	55	749	368	2,791
H21占める割合		12.3%	6.0%	0.3%	24.9%	2.4%	0.4%	1.4%	9.1%	1.2%	2.0%	26.8%	13.2%	100.0%
伸び率(対H20)		136.3%	133.3%	150.0%	120.2%	103.1%	91.7%	97.5%	105.4%	114.3%	127.9%	126.9%	113.2%	121.0%

「学校等」とは小・中・高等学校、特別支援学校と市町教育委員会等

## 3. 虐待相談の主な虐待者状況

虐待者 年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
H19	471	90	1,285	17	65	1,928
H20	553	82	1,570	20	82	2,307
H21	657	125	1,919	20	70	2,791
H21占める割合	23.5%	4.5%	68.8%	0.7%	2.5%	100.0%
伸び率(対H20)	118.8%	152.4%	122.2%	100.0%	85.4%	121.0%

### 【主な虐待者の内訳(平成21年度)】



# 【子ども家庭相談センター】

## 1 虐待相談の状況

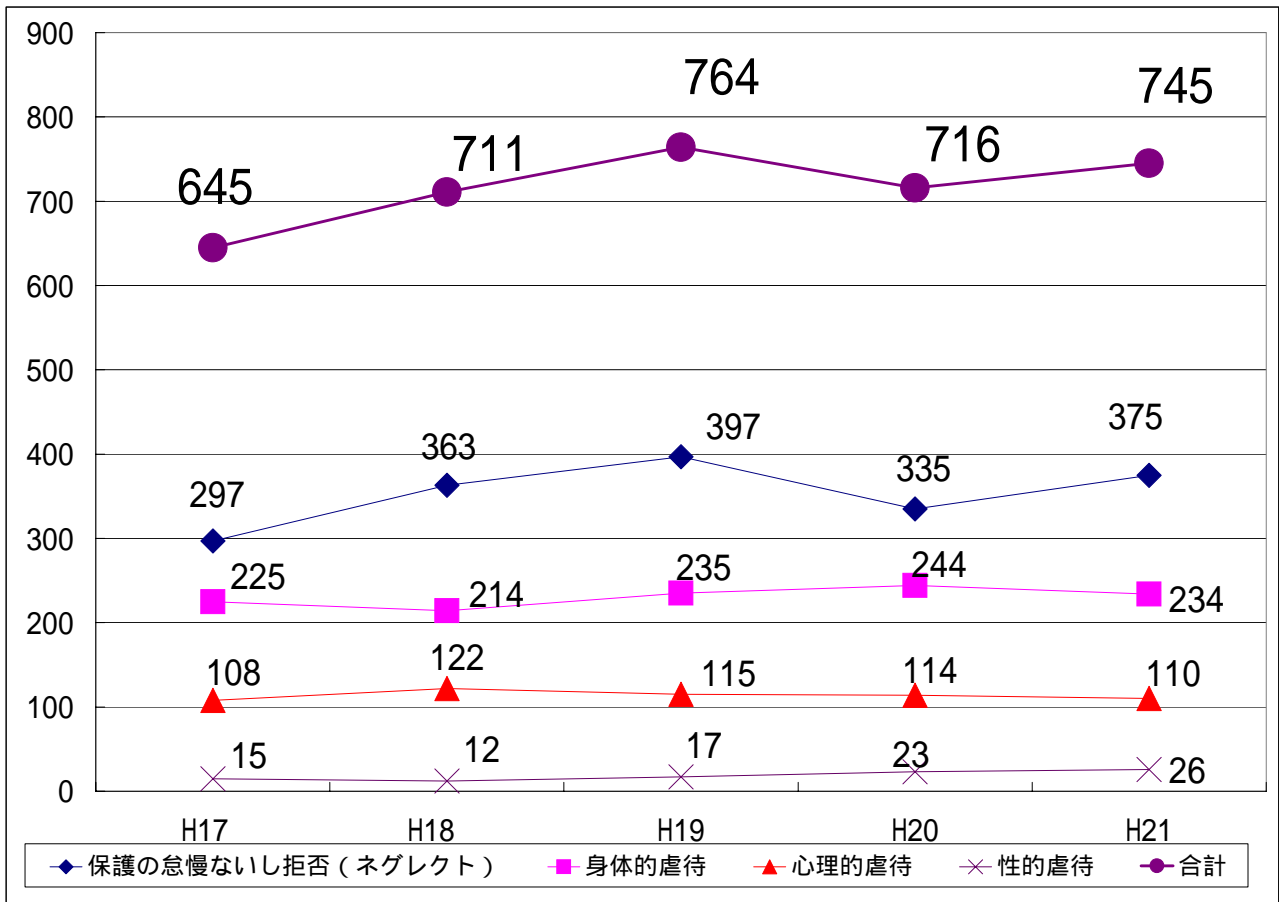
内容 年度	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	計	(参考) 全国の虐待相談件数
H17	624	0	9	12	645	34,472
H18	695	1	9	6	711	37,323
H19	762	0	0	2	764	40,639
H20	716	0	0	0	716	42,664
H21	745	0	0	0	745	(未公表)

厚生労働省統計では、虐待相談は養護相談の中のみで取り扱っていますが、本県では、平成9年度から養護相談以外の中で虐待の事実が判明した件数も含めて公表しています。

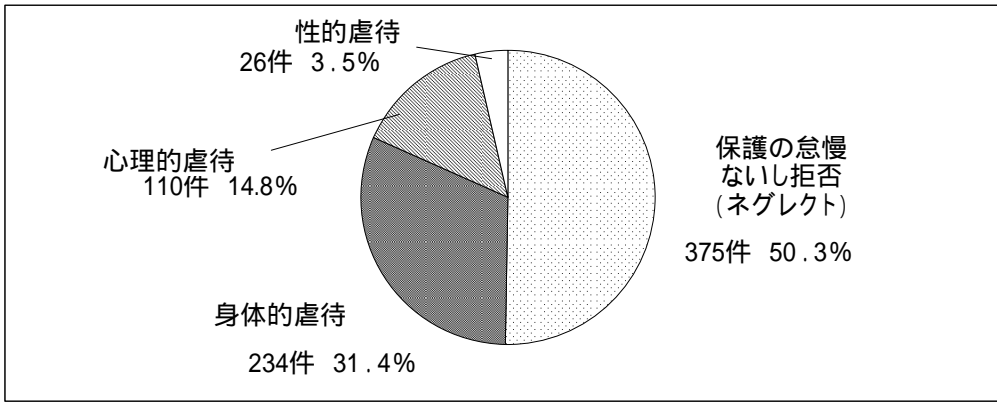
## 2 年齢別虐待種別の状況

虐待種別 年度	保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)					身体的虐待					心理的虐待					性的虐待					計				
	H17	H18	H19	H20	H21	H17	H18	H19	H20	H21	H17	H18	H19	H20	H21	H17	H18	H19	H20	H21	H17	H18	H19	H20	H21
0～3歳未満	65	58	81	56	65	30	34	34	32	31	10	9	19	13	17	0	0	0	1	0	105	101	134	102	113
3～学齢前児童	56	86	85	69	64	56	49	51	56	66	32	32	30	27	12	2	1	3	4	5	146	168	169	156	147
小学生	123	151	158	144	145	90	89	95	102	92	35	40	45	49	57	6	4	2	8	14	254	284	300	303	308
中学生	44	54	54	53	70	37	33	43	38	33	22	26	16	18	15	5	4	6	6	5	108	117	119	115	123
高校生・その他	9	14	19	13	31	12	9	12	16	12	9	15	5	7	9	2	3	6	4	2	32	41	42	40	54
計	297	363	397	335	375	225	214	235	244	234	108	122	115	114	110	15	12	17	23	26	645	711	764	716	745

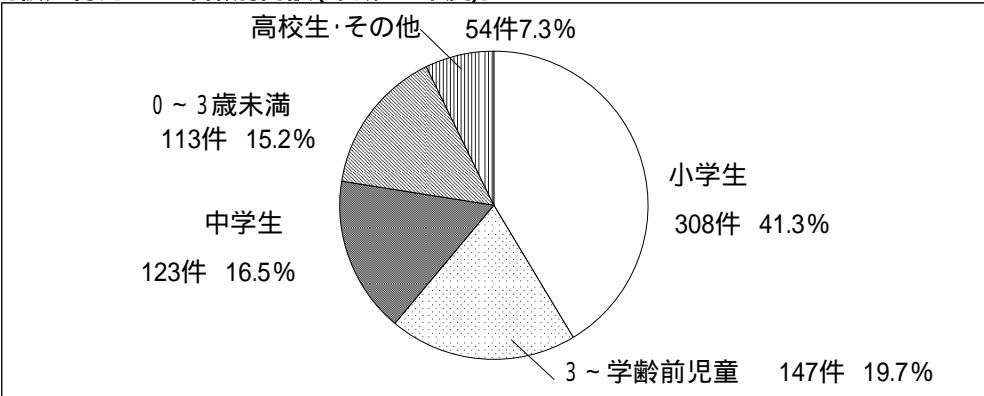
### 【虐待相談件数の推移】



### 【虐待種別の内訳(平成21年度)】



### 【被虐待児童の年齢別内訳(平成21年度)】



## 3 虐待相談の経路状況

相談経路 年度	家族	親戚	隣人・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H17	73	18	45	7	230	7	1	25	19	23	2	143	52	645
H18	80	11	39	6	348	5	1	19	7	28	3	110	54	711
H19	93	13	44	5	372	1	0	21	8	12	4	107	84	764
H20	79	8	13	8	430	0	1	15	7	19	0	88	48	716
H21	92	7	16	5	428	0	0	21	10	30	3	93	40	745
H21占める割合	12.3%	0.9%	2.1%	0.7%	57.4%	0.0%	0.0%	2.8%	1.3%	4.0%	0.4%	12.5%	5.4%	100.0%
伸び率(対H20)	116.5%	87.5%	123.1%	62.5%	99.5%	-	0.0%	140.0%	142.9%	157.9%	-	105.7%	83.3%	104.1%

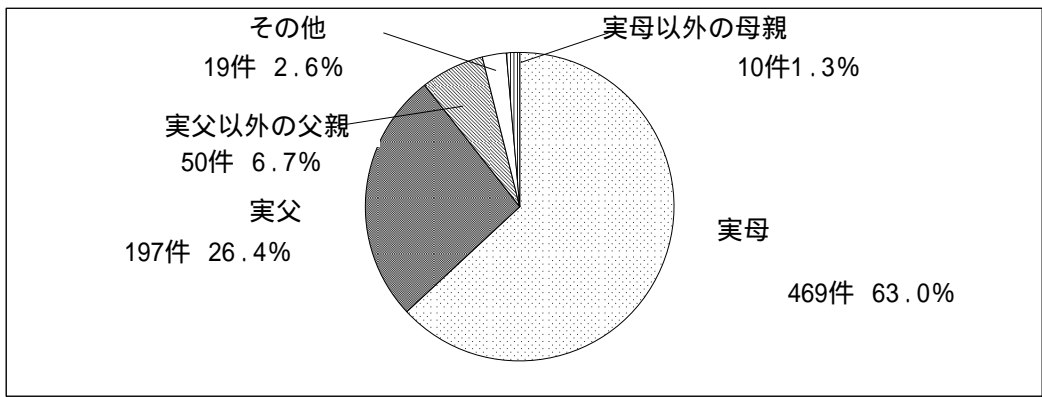
「学校等」とは小・中・高等学校、特別支援学校と市町教育委員会等

## 4 虐待相談の主な虐待者状況

虐待者 年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
H17	153	32	418	5	37	645
H18	156	48	481	14	12	711
H19	156	56	516	15	21	764
H20	156	58	470	9	23	716
H21	197	50	469	10	19	745
H21占める割合	26.4%	6.7%	63.0%	1.3%	2.6%	100.0%
伸び率(対H20)	126.3%	86.2%	99.8%	111.1%	82.6%	104.1%



【主な虐待者の内訳(平成21年度)】



5 虐待通告の経路状況

通告経路	家族	親戚	隣人・知人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H21	2	11	96	94	2	0	21	7	23	1	52	8	317
H21占める割合	0.6%	3.5%	30.3%	29.7%	0.6%	0.0%	6.6%	2.2%	7.3%	0.3%	16.4%	2.5%	100.0%

「通告件数」は通告後に虐待と認知しない件数も含む。

6 立入調査の状況

年度	滋賀県	左の内、警察官の同行を求めたもの	(参考)全国の立入調査件数
H17	17件(21名)	8件(9名)	243件
H18	8件(11名)	3件(3名)	238件
H19	2件(3名)	1件(1名)	199件
H20	4件(5名)	4件(5名)	148件
H21	0件(0名)	0件(0名)	(未公表)

立入調査:児童福祉法第29条、児童虐待防止法第9条に規定

平成18年度より立入調査の統計の取り方を変更(立入調査命令はでていても、その権限を行使せずに安全確認ができた場合は含めない。)

7 一時保護件数

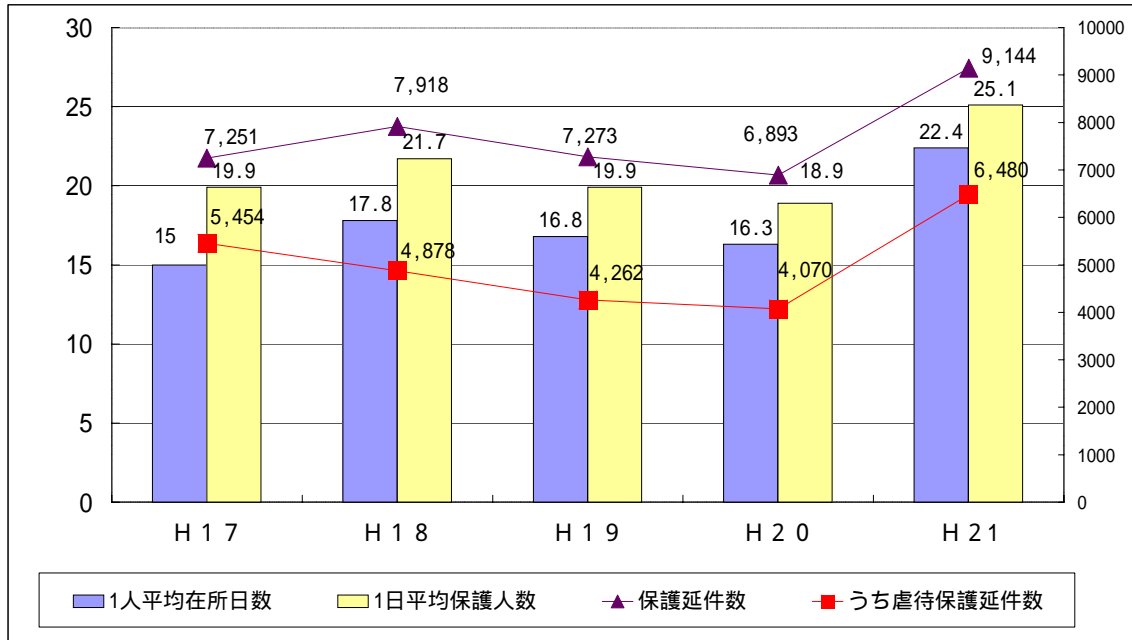
一時保護の保護件数

年度	内訳		児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	障害児関係施設	里親委託	その他	合計
	一時保護所(件数、延件数)	一時保護委託(件数、延件数)								(件数、延件数)
H17	484 (7,251)	102 (1,606)	11	30	4	6	6	36	9	586 (8,857)
	318 (5,454)	66 (1,105)								384 (6,559)
H18	444 (7,918)	113 (3,154)	29	31	3	9	1	34	6	557 (11,072)
	247 (4,878)	60 (2,327)								307 (7,205)
H19	432 (7,273)	87 (3,017)	37	32	2	3	2	8	3	519 (10,290)
	175 (4,262)	49 (2,023)								224 (6,285)
H20	422 (6,893)	62 (1,456)	16	21	2	2	0	14	7	484 (8,349)
	194 (4,070)	37 (888)								231 (4,958)
H21	406 (9,144)	92 (1,911)	16	20	4	10	3	27	12	498 (11,055)
	252 (6,480)	54 (1,075)								306 (7,555)

一時保護所の保護件数の年度別推移

年度	項目	保護実人数	保護件数		保護延件数		1人平均在所日数	1日平均保護人数	1日最高在所人数
			うち虐待	うち虐待	うち虐待	うち虐待			
H17		290	484	318	7,251	5,454	15	19.9	38
H18		267	444	247	7,918	4,878	17.8	21.7	35
H19		254	432	175	7,273	4,262	16.8	19.9	34
H20		264	422	194	6,893	4,070	16.3	18.9	30
H21		244	406	252	9,144	6,480	22.4	25.1	40

### 【一時保護所の保護件数の推移】

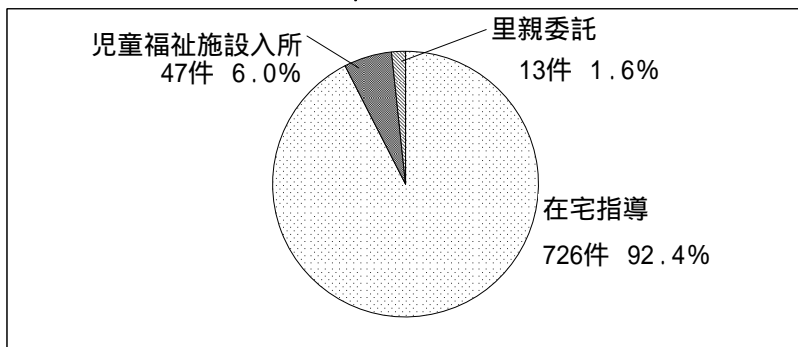


### 8 虐待相談の対応状況

内容 年度	児童福祉施設入所	里親委託	在宅指導	計
H 1 7	29	9	628	666
H 1 8	53	4	669	726
H 1 9	45	4	759	808
H 2 0	40	5	697	742
H 2 1	47	13	725	785

ケースの中には複数の対応方法をとる場合があるため、「1虐待相談の状況」の件数と異なる。

#### 【対応件数(平成21年度)】



### 9 強制入所措置の家庭裁判所への申し立て状況

内容 年度	滋賀県の申し立て件数	承認件数	(参考)全国の申し立て件数
H 1 7	7件	1件	176件
H 1 8	9件	10件	185件
H 1 9	7件	5件	235件
H 2 0	5件	7件	230件
H 2 1	13件	7件	(未公表)

児童福祉法第28条に規定

当該年度内の承認件数のため、前年度に申し立て、年度を超え承認されたものも含む。

## 【被措置児童等虐待の状況(児童福祉法第33条の16に基づく公表)】

被措置児童等の権利擁護を図るため、平成20年の児童福祉法の一部改正により、平成21年4月より被措置児童等虐待の防止に向けた措置が規定されました。

これに伴い、児童福祉法第33条の16および同法施行規則第36条の30に基づき、平成21年度に本県において対応した被措置児童等虐待の状況を公表します。

### (1)被措置児童等虐待の状況

・通告件数 3件 (うち、虐待と認められた件数 3件)

#### (ア)被害を受けた子どもの性別

男子	女子
2名	1名

#### (イ)被害を受けた子どもの年齢層

乳幼児	小学生
2名	1名

#### (ウ)虐待の類型

身体的虐待	保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)
2件	1件

#### (エ)施設等の種別

里親等
3件

#### (オ)虐待を行った施設職員等の職種

里親
3件

### (2)県が講じた措置

口頭による指導 3件(子ども家庭相談センターによる通所や家庭訪問などの指導)

#### (参考)

##### 被措置児童等虐待とは

さまざまな事情により、家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への入所措置等をされた子どもに対して、施設職員等が行う虐待をいいます。

本県では、虐待を受けた子ども本人からの届出や、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告に対応し、滋賀県社会福祉審議会児童虐待事例検証部会の助言を得ながら必要な措置を講じます。

##### 児童福祉法

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

##### 児童福祉法施行規則

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

#### 1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設	社会的養護関係施設
ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関	障害児施設等
ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者	一時保護施設等

#### 2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種